

2月25日 11時00分公表

令和3年2月25日
内閣府(防災担当)令和3年栃木県足利市における大規模火災にかかる
災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和3年栃木県足利市における大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、栃木県は足利市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【栃木県】 足利市 (あしがし)	2月23日	栃木県足利市で大規模火災が発生し、強風によりさらに延焼のおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置

本件問合せ先
内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者生活再建担当) 付
阿部、横田、森戸、柚上、山地
TEL 03-5253-2111 (内線51276)
03-3503-9394 (直通)